

第 5 回検討会における意見と対応

構成	意 見	対 応
3. 望ましい水環境	<p>「希薄な人と水とのふれあい」と「生態系・生物多様性の劣化」の現状における課題に対する取組が必ずしも明確に見えない。そこが見えるように取組の整理をしておいたほうが分かりやすい。</p>	<p>「人と水とのふれあい」や「生態系・生物多様性の劣化」については、普及啓発の取組として水環境健全性指標、などの取組を行っているところである。また、川で遊ぶ「川ガキ」を増やすことや生物多様性の定量的な評価方法の検討も行うこととしており、国土交通省で取り組まれている河川水質管理の指標（案）なども踏まえ、取組について整理していきたい。</p>
	<p>「希薄な人と水とのふれあい」となると、身近な水環境とか生態系というのが重要になる。例えば、公園の池の水とか、ため池の水、場合によっては休耕田に張った水、そういうところの生態系とか水質とかはよく分からない。</p>	<p>公園やため池の水などの位置づけについては、農林水産省において田んぼの生き物調査などが行われているが、今後、地域水循環モデル事業で具体的に検討してまいりたい。</p>
	<p>水環境というのは、人のためだけにあるわけではなくて、生き物のためにも当然あるわけで、生態系や生物多様性といった問題はもっと大きく取り上げたほうがよい。</p>	<p>生態系や生物多様性に関しては、水環境健全性指標などの取組を行っているところである。また、生物多様性の定量的な評価方法の検討も行うこととしており、国土交通省で取り組まれている河川水質管理の指標（案）なども踏まえ、取組について整理していきたい。</p>
	<p>低炭素社会と自然共生と循環というのが、これからの持続可能な社会で 2050 年までに何とかしようとしている。持続可能な社会について、水が持続可能な社会をどう構築していくのか。各省庁はそれぞれ水道の立場、下水道の立場、いろいろあるからやるだろうが、水環境として持続可能な社会を構築していく中でどうあるべきなのか。循環の問題とかを入れてやっていただきたい。</p>	<p>健全な水循環の構築に向けて、評価指標の見直しや水循環計画の策定・実施状況のフォローアップを行い、第 4 次環境基本計画につなげていきたい。</p>

<p>将来を考えると、今の若い世代の人たちが水環境のことをよく理解してもらわないといけない。今の教育現場では一般的な環境の問題は扱うけれども、水については水辺の生き物ということで触れられる程度で、水環境全体については弱い感じがする。</p>	<p>環境教育・普及啓発の一環として、川で遊ぶ「川ガキ」を増やすことを提唱し、人と水との関わりを進めるほか、「ウォーターフットプリント」を活用して水環境の普及啓発にも努めていきたい。</p>	
<p>地域循環圏づくりというのを今やっている。地域循環圏モデル事業を今年はやるという話になっていて、水循環というのは大きなものであり、流域と重なってしまうので、単独にはやりづらいところがあるだろうが、モデル〇〇圏プロジェクトみたいなものを発想の手がかりとして考えてみたら、意外とパッケージでいかも知れない。</p>	<p>モデル地域における実証的な取組等について、効果や実効性の観点から検討していきたい。</p>	
<p>モデル地域を作って、そこで何かプロジェクトを実証的にやってもらいたいような発想法を循環型社会形成のほうの施策では考えているが、水の場合も少々大胆に割り切ってしまうと、一定の地域の中で何かやれそうな気もするので、そういう発想もちょっと入れてみてはどうか。</p>	<p>モデル地域における実証的な取組等について、効果や実効性の観点から検討していきたい。</p>	
<p>4. 水 環境保 全の目 標</p>	<p>これまで規制を前提とした環境基準という考え方があって、それがかなり浸透している。逆に未然防止の観点からの設定、規制を必ずしも前提としない設定を行う場合には、それはどういう意味なのかということを知りやすくすることが必要である。</p>	<p>直ちに排水規制を行う必要はないが水環境中の存在状況を常時監視する必要のある項目について環境基準を設定することについて、今後、その考え方や位置づけを整理していきたい。</p>
	<p>環境基準に関しては、環境基準の在り方そのものを全体として総合的に考えるべきである。環境基準というのは、住民一人一人に直接響いてくるもので、自分たちもその中で役割を果たさなくてはならない、ということを経験していかなくてはならない。そういう点をもっと工夫すればいい。</p>	<p>環境基準のあり方について、さらに検討していくとともに、環境基準の達成状況を評価する段階において、基準超過の原因や対応などを情報発信し、住民の意識向上を図っていくことが重要と考えている。今後、底層DOや透明度などの環境基準項目としての検討においても、このような視点から工夫していきたい。</p>

<p>口に入るものという観点から言うと、食品安全委員会にがっちり縛られている。食品安全委員会は、一日耐容摂取量は出してくれるが、健康項目の環境基準あるいは水道の水質基準を決めるときに、耐容一日摂取量の何をとするのか明快にしないと、科学的に全ての人が納得するような基準にならない。そういう観点からの考え方をこのモニタリングのところに入れるのか、基準のところに入れるのか、あらかじめ意を決しておかないと、従来と同じような基準になってしまう。</p>	<p>水質環境基準（健康項目）の基準値を決定する際には、飲料水を經由して人の体内に取り込まれる量の他に、環境水から魚介類等を通じて摂取される量を勘案している。耐容一日摂取量との関連性については、物質により媒体中存在状況が異なることなどから、より詳細な検討が必要と考えられる。</p> <p>モニタリングの評価については、環境基準の達成状況の把握及び対策の必要性の検討に反映されるものと考えて（おり、耐容一日摂取量との関連性は含まれないと考えて）いるが、基準値超過の原因と対応などを分かりやすく発信することなどによって水環境の理解に努めていきたい。</p>	
<p>水環境保全の目標のところではDO、透明度が出てくるが、CODについては難分解、易分解に分けたほうが良いのではないかと。</p>	<p>現在、環境基準項目としてはCODを用いているが、閉鎖性水域の汚濁メカニズムの解明にあたっては、ご指摘のとおり易分解性と難分解性のCODに分けて検討することが有効と考えており、そのように記載しているところ。</p>	
<p>5(2) 水質事故への対応</p>	<p>今後の対応は未然防止だけになっているが、やるべきことは未然防止だけではない。事故が起こった後の対応について、いろいろ考えるべきことが残されているので、検討してもらいたい。</p>	<p>水質事故の実態把握を進めるほか、ご指摘のとおり、事故時の対応についても検討していきたい。</p>
<p>5(3) 閉鎖性海域における水質改善</p>	<p>閉鎖性のあるところでも家畜飼料の話などが出てくるが、対策として発生・負荷抑制ということだけではなく、循環型社会という切り口を入れていくと、もっと効果的だし無駄なく施策が進められるのではないかと。</p>	<p>閉鎖性水域の水質改善方策の検討にあたっては、陸域と水域の円滑な物質循環を考慮した栄養塩等の管理方策を検討していきたい。</p>
<p>海域での栄養塩の循環について記述しているが、地域での窒素の循環というのが重要で、例えば地下水の硝酸性窒素の汚染を考えると、湖の富栄養化の問題を考えると非常に重要である。窒素の循環みたいなものを、これは海だけの問題だけでなく、考えていく必要がある。</p>	<p>御指摘のとおり、湖沼の汚濁メカニズムの解明にあたっては、陸域や水域の栄養塩等の収支や物質循環を踏まえた検討を行うこととしている。</p>	

	<p>陸と海の施策が分離しているところがあるのかなという気がする。陸から海へという全体をひっくるめた考え方があってもいい。</p>	<p>河川や湖沼も含めた陸域から海域にわたる健全な水循環を構築するという視点で検討していきたい。</p>
<p>5(4) 新たな排水管理手法の導入</p>	<p>ポリシーミックスというものはあるのだけれども、規制と自主管理を組み合わせたベストミックスは必要ない。大気のベストミックスについても、自主管理のところは化管法でもやっている話で、屋上屋を重ねている。二重の規制ではないが、二重のことを事業者に求めることになるので、そういう意味では、ポリシーミックスという考え方を見るときも、全体を見た中でやっていく必要がある。</p>	<p>御指摘の点も踏まえ、検討していきたい。</p>
<p>5(5) 未規制の小規模事業場や面源負荷への対応</p>	<p>生活排水対策についての記述が比較的少ないという印象である。各都道府県では、生活排水処理の都道府県構想の見直しを現在進めているところで、そのもとになっているのは3省の通知である。これについて、できれば環境省のほうで水環境全体の立場から、こういった生活排水対策の進め方について考え方を示していく必要もあるのかなという感じを持っている。</p>	<p>汚水処理の在り方については、現在3省政務官による「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において検討されているところであり、それらの動向を踏まえていきたい。</p> <p>また、生活排水対策については、汚水処理施設の整備とともに、住民に対する負荷軽減対策の普及啓発も重要であり、今後、生活排水対策を重点的に実施している生活排水対策重点地域における効果的な対策について検討していきたい。</p>
	<p>生活排水対策の場合、啓発というのが非常に大きな要素になっている。たとえば、油を流さないとか、いろいろ細々としたことを一斉取組のような形でここ数年実施している。そういうものと河川の浄化対策などを進めながら、川に近づいて川に親しむことによって、取組が持続していくということが現在進められている。そういったものが定着していくことが大事である。</p>	<p>環境教育・普及啓発の一環として、川で遊ぶ「川ガキ」を増やすことを提唱し、人と水との関わりを進めるほか、今後、生活排水対策を重点的に実施している生活排水対策重点地域における効果的な対策について検討していきたい。</p>
	<p>畜産の関係をよく見ているが、装置はあるけれど、きちんと運転しなくて、窒素、りんがとれないという状況がある。そこをきちんと管理できる環境指導員のような人とか、会社で水処理をやっているリタイヤした人を使うなど、人材の育成や活用も必要ではないか。</p>	<p>「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について(答申)」にあるように、専門知識を有する地方自治体職員OB等を活用するなどの人材育成や人材活用を検討していきたい。</p>

	<p>未規制小規模事業場と面源負荷の問題は1つに括られているが、発生源がかなり違う。同じ部分もなくはないけれども、これはすごく大きい問題なので、1つにするよりも2つに分けたほうがよいのではないかな。</p>	<p>御指摘のとおり、2つに分けて課題を整理し、検討することとしたい。</p>
	<p>水で一番かかわりのある浄化槽が抜けている。生活排水と浄化槽の問題は、同じ省内なので連携を図るべき。</p>	<p>御指摘の点を踏まえ、従来にも増して、関係部局との連携を図ってまいりたい。</p>
5(7)海洋環境	<p>海洋環境が水・大気局の所管になるに当たって、例えば、NOWPAPとかPICESといった既存の枠組みを活用すべき。</p>	<p>御指摘のとおり、NOWPAPなどの既存の枠組みを活用することとしたい。</p>
5(9)地球規模で深刻化する水問題への国際貢献	<p>国際貢献については、水ビジネスという意味で非常にいいと思うが、国内で規制があって暫定をもらっているところが、厳しいからといってアジアに移転し、それで日本はいい、暫定を満足した、暫定の業種がなくなったというのでいいかどうか。そういう企業の海外移転に関する問題は出ていないような気がする。</p>	<p>途上国においても我が国と同様に水環境の保全が図られるよう、WEPA等の枠組みを通じて、途上国における制度構築や執行体制の整備等、水環境ガバナンスの向上に向けた支援を行っていききたい。</p>
5(10)モニタリング	<p>モニタリングについては、データを集めるだけではなくて、モニタリング調査はいろんなところでやっている。それぞれ役割があるので、自分たちが必要だと言って全部やる必要はない。全体の中でどうか、それをうまく整合をとった形で集めて統括して使っていくか、そういう意味での整理が必要だと思う。</p>	<p>政府全体として、各省庁が所有する水に関する各種の情報、データを内閣官房が集約することとしており、その中で、環境省としての活用方法について検討していききたい。</p>
5(11)統合的な環境管理の検討	<p>統合的環境管理というのは、環境全体を保護するという観点からもちろん意味があるが、もう一つ、限られた行政資源を効率的に活用する、より効率化していく、そういう観点からも意味を持ち得るものだと思う。この観点から現在の日本の状況は果たしてどうなのか、ということも考えていったほうがよいのではないかな。</p>	<p>我が国の現状を踏まえながら、環境保全の観点や行政資源の効率化の観点からも検討していききたい。</p>
5(12)施策のマネジメントサイクルの確立	<p>メッセージを出すとか、何らかの行動を呼びかけるとか、運動論みたいな部分を、つまり水環境の分野で旗を振るようなことも考えてはどうか。</p>	<p>「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について(答申)」にあるように、公害防止の取組に対する表彰制度などを検討していききたい。 また、環境教育・普及啓発の一環として、川で遊ぶ「川ガキ」を増やすことを提唱し、人と水との関わりを進めたい。</p>

<p>「水環境白書」というのはあるのか、ないとすれば、先ほどPDCAをやると言いながら、その進行状況を社会に情報発信しないと、結局、関係者だけのものになってしまう。したがって、地域レベルでもいいし、国レベルのように大きくてもいいのだけど、PDCAを社会と関係させる必要がある。</p>	<p>平成22年版環境白書では、水に関して1章を費やして報告。水環境に関する取組については、これまで同様、社会への情報発信に積極的に努めていきたい。</p>	
<p>例えば、モデル地域でやるなら、モデル地域のPDCAをどうパブリック・インボルブメントというか、人々と関わってやっていくか、みたいなことをやるのか、こうやれば何となくいけるのだという形を実際に見せていくという作業が必要だと思う。</p>	<p>モデル地域における実証的な取組等について、効果や実効性の観点から検討していきたい。その際には、PDCAサイクルを適切に取り入れていくことにしたい。</p>	
<p>環境省が各府省の取り組みを取りまとめて発信するようなことも重要ではないか。他の府省の力をうまく使う、各府省でうまくいったことをつないでいくような作業というのは、環境省が一番得意な分野なのではないか。各省の協議会もそういうことが話題にのぼるような場にしていけば、いい意味での政策競争が進むことになっていくのではないか。</p>	<p>御指摘の点を踏まえ、関係府省庁との連携について検討していきたい。</p>	
<p>6. おわりに</p>	<p>今までのようなやり方、すなわち規制や制度だけではないというところをどう考えるか。もっと積極的に現場の状況を理解していかないといけない。</p>	<p>御指摘の点を踏まえ、現場の状況を十分理解して対応していきたい。</p>
<p>人や人材の観点から、特に社会貢献での日本の果たす人材と国際貢献とか、各章ごとに人の観点から言えるものがあるのではないか。</p>	<p>人材育成、環境教育を含めた人づくりの観点も含めて整理していきたい。</p>	
<p>個々のアジェンダを取り上げるときに、視点として「低炭素・循環型・生物共生」という考え方をきちんと入れ込むという発想が必要。</p>	<p>「低炭素・循環型・生物共生」といった視点も踏まえ、取組の方向性を検討していきたい。</p>	
<p>汚濁源としての自然由来の扱いをどうしていくのかということも考えるべきである。</p>	<p>自然由来の扱いをどうするのかについては課題と認識しており、今後、検討していきたい。</p>	
<p>環境に係る様々な施設、モニタリング施設もそうだが、1970年からもう40何年たっていて、当然、更新その他が出てくる。そういうものに対して資金需要を満たすことができるかどうか、そういう観点からの検討も並行して行わないと、このアジェンダの一つ一つが本当に目に見えて決まらないという可能性がある。</p>	<p>高度経済成長期に整備された水環境管理施設等の維持管理・更新は大きな課題と認識しており、十分実態を把握していきたい。</p>	

<p>例えば、平成 46 年まで見通すとすれば、我々が持っている科学技術が現在のものではなくなる可能性がある。現在のままであってはいけないわけで、そういうものに対する支援というか、政策を、つまり技術開発の政策をどこがとるか、という問題は、環境省としても考えておかなければいけないのではないかと。</p>	<p>技術開発、技術の応用や普及といった観点から取組を整理したい。環境関連技術の進展に環境省としても寄与していきたい。</p>
<p>水に関わる他のセクターは、現場を持っていて、管理業務を持っているので、現場の水管理を持っている他のセクターがどう考えるのかというのが非常に大きい。そういう話について、水環境行政は、他の省庁が管理しているから、あとはそれに乗っかって規制と制度を作るというふうに読めなくはない。もちろん、環境省の仕事はそういうことをやっていく、所掌事務からそういうことをやるというのは十分分かっているが、これからもそういうやり方で新しく拓げていく水環境行政をしっかりとやれるのか疑問を持っている。</p>	<p>関係省庁と十分に連携し、現場の状況も十分理解して、水環境行政に取り組んでいきたい。</p>
<p>国で設定する一律基準、一律規制というものが、地域によっては全く不必要なものもあるし、なじまないものもある。制度的には横出し・上乘せの仕組みがあるので、それらを積極的に導入した都道府県は表彰するとか、あるいはそういうことを奨励して、積極的に活用する。また、上乘せ・横出しはどうやってやるのかというマニュアルを作るのも重要ではないかと。</p>	<p>上乘せ・横出し規制は、自治体が地域の実情に合わせて行っているところ。御指摘を踏まえ、各自治体における上乘せ・横出しの設定状況について整理し、自治体が条例を制定する際の参考となるようにしていきたい。</p>
<p>国の制度改正等にあたっては、各都道府県の条例との関係を十分整理していただきたい。</p>	<p>条例との関係も含め、実態を把握・整理して検討を進めていきたい。</p>